

## 第2回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 5年 2月 6日 (月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

### ・出席委員

1番 白石 淳一	2番 星野 芳寿
3番 遠西 美子	4番 石井 武久
5番 遠藤 由理子	6番 宮下 庄吉
7番 高井 武男	9番 萩原 正道
10番 中村 順子	11番 金井 繁行
12番 星野 博一	13番 井上 正文 (会長)
14番 牛口 長明	15番 小林 由喜子

### ・欠席

なし

### ・遅刻

8番 生方 芳光

### ・早退

なし

### ・農業委員会事務局職員

事務局長	大竹 光
事務局次長兼農地係長	大橋 真実
副主幹	佐藤 エリカ
副主査	宮下 和哉

・会議の概要

- 事務局長 1. 開会前 午後1時29分  
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。  
本日、8番 生方芳光委員より遅刻の届け出がございました。  
在任委員15名中、現在の出席委員は、15名でありまして、関係法規に基づ  
く総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。  
はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。
- 議長 (井上会長) 2. 開会及び会長あいさつ 午後1時30分
- 議長 3. 議事録署名委員の指名について 午後1時30分  
まず、議事録署名人の指名を行います。  
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、14番 牛口長明委員  
15番 小林由喜子委員の両名を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
- 議長 4. 諸般の報告 午後1時32分  
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。事務局  
より順次、報告をお願いします。  
  
下記について報告  
(1)農地法第3条の3の規定による届出について  
(2)農地の合意解約について  
(3)制限除外の農地移動について  
  
これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長 5. 付議事件 午後1時34分  
議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とい  
たします。  
なお、1番と2番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条  
で定める議事参与の制限に当たりますので、初めに1番と2番を除いて審議を行  
います。  
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 5件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。  
ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず3番

11番委員 参考までになのですが、売買価格が1反歩で10万円とのことですが、100万円ではないのでしょうか。

事務局員 10万円で間違いありません。

11番委員 わかりました。

議長 ほかにご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

続きまして4番

5番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第3号については、1番と2番を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、1番と2番の案件を除いて申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

続きまして、1番の案件の審議に入りますが、議事参与の制限に当たりますので、3番 遠西美子委員の退席を求めます。

(3番委員退席)

議長            それでは、1番の案件について審議を行います。議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員        (議案内容説明)

議長            説明が終わりました。審議に入ります。  
                  ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

                  無いようですので、お諮りいたします。

                  議案第3号の1番の案件については、申請のとおりこれを認めることにご異議  
                  ございませんか。

                  (異議なし)

議長            「異議なし」と認めます。

                  よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の  
                  1番の案件については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしま  
                  す。

                  ここで、3番 遠西美子委員の入室を認めます。

                  (3番委員入室)

議長            続きまして、2番の案件の審議に入りますが、議事参与の制限に当たりますの  
                  で、4番 石井武久委員の退席を求めます。

                  (4番委員退席)

議長            それでは、2番の案件について審議を行います。議案の朗読を省略し、事務局  
                  より説明させます。

事務局員        (議案内容説明)

議長            説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第3号の2番の案件については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2番の案件については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

ここで、4番 石井武久委員の入室を認めます。

(4番委員入室)

議長

次に議案第4号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第4号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 7件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

3番

2番委員

土地賃借料が年10万とありますが、建物を建てると、固定資産評価額が上がって賃借料よりも固定資産税が高くなるのではないかと思います。申請者双方で承知しているのでしょうか。

議長

申請人は、親子関係にありますね。

2番委員

そういうことですね、わかりました。

議長

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

続きまして4番

議長 この4番については、事務局の説明によりますと、書類等に不備があるとの指摘がありました。面積についても、広大な面積になりますが、推進員の意見はどのようなものだったのでしょうか。

事務局員 立地基準としては許可できない場所ではないけれども、冬場は道が通れなくなってしまうので、維持できるのか、との意見がありました。

事務局次長 本件は面積も大きいので、農業委員さんと推進委員さんに現地確認を行っていただいたのですが、推進員さんから、場所が人里から離れているので、火事等があった場合に誰もいないとなると問題があるのでは、とのことで、そのあたりについて対策ができていないと許可は難しいのでは、との意見がありました。

議長 ここで、8番 生方芳光委員が現地調査を行っておりますので、報告をお願いします。

8番委員 立地的に問題はないと思いますが、現地には水がないので、火事になったときに困ると思います。オートキャンプ場ということで、火を使うこともあるでしょうし。また、場所が山の中腹に当たるので、冬場はどうなるかというのもあります。

議長 わかりました。それと、先ほどの事務局からの説明で、書類等に不備があるとのことで、ここは一呼吸置いてもらって、今回は不許可とすることで、書類が完全に揃った段階で再度申請してもらおうということによろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、4番について、今回は不許可とすることとしたいのでよろしく願いします。

続きまして5番

6番

7番

議長

無いようですので、お諮りいたします。  
議案第2号については、4番を不許可ということで、それ以外については申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。  
よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、4番を除いて申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第6号「農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。  
無いようですので、お諮りいたします。  
議案第6号については、計画(案)のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。  
よって、議案第6号「農用地利用配分計画(案)について」は、計画(案)のとおりこれを決定し、沼田市長に回答いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時17分

## 6. 協議事項

- (1) あっせんについて
- (2) 令和5年度農地法申請書受付日程(案)について
- (3) その他

## 7. 連絡事項

- (1) 農業委員及び農用地利用最適化推進委員候補者の推薦・募集状況（中間）について
- (2) 農地等の利用の最適化を推進する上で直面している課題等の提出について
- (3) 行事予定について
- (4) その他

## 8. 閉 会

終了 午後2時35分